

[一覧へ戻る](#)

# 1759 島根原子力発電所における不適切事案に関する立入調査の実施について

平成 27 年 8 月 5 日  
原子力安全対策課  
奈良 省吾  
TEL : 0852-22-5931  
FAX : 0852-22-5930  
Mail : gen-an@pref.shimane.lg.jp

6月30日に中国電力(株)から連絡を受けた、島根原子力発電所における低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計の校正記録に係る不適切な取り扱いについて、本日、原子力規制委員会において保安規定違反（監視）と判断されたことを受け、安全協定第11条に基づく立入調査を、島根県と松江市が合同で下記のとおり実施する。

### 記

#### 1. 調査日程及び場所について

- (1) 日時 平成27年8月6日（木） 9：00～15：00
- (2) 場所 中国電力(株)島根原子力発電所

#### 2. 調査方法及び内容について

中国電力(株)から以下の事項について、関係書類の提示を求め事実関係を確認する。

- (1) 保安規定違反（監視）の状況
- (2) 中国電力の調査の進捗状況
- (3) その他

#### 3. 調査員

- (島根県) 防災部原子力安全対策課長 外4名
- (松江市) 防災安全部原子力安全対策課長 外3名

#### 4. その他

- (1) 調査は、公開とします。  
(但し、企業秘密等がありますので、調査対象書類は撮影不可)

【取材申込み】

別添申し込み書に必要事項を記入のうえ、本日19時00分までに、中国電力(株)島根原子力本部広報部(Tel82-9093、Fax 82-3514)へお申し込みください。

- (2) 調査終了後、概ね1ヵ月以内※を目途に調査結果概要を公表する予定です。  
(※安全協定に基づく立入調査実施要綱の規定による)



[保安検査の実施状況について\(抜粋\)\(398KByte\)](#)



[島根原子力発電所 案内図等\(258KByte\)](#)

---

[一覧へ戻る](#)